

和歌山県建設新技術開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、建設工事に関連する新技術開発に取り組む県内建設企業等に対し支援を行うことにより、県内建設企業等の競争力を強化し、公共工事の品質向上、地域経済の活性化に寄与することを目的に、和歌山県建設新技術開発支援実施要領（平成22年制定）第3条第3号に規定する検証（以下「新技術開発効果検証事業」という。）を行う県内建設企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「県内建設企業等」とは、建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する建設業の許可を受け、和歌山県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する者、又は和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者をいう。

2 この要綱において「新技術開発」とは、従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品等を開発し、又は開発しようとするもので、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

(1) 県内建設企業等が開発の中心であること。

(2) 次のいずれかの項目の改善や向上に適合していること。

ア 省力化

イ 経済性

ウ 施工性

エ 耐久性

オ 安全性

カ 作業環境

キ 周辺環境への影響抑制

ク 地球環境への影響抑制

ケ 品質

コ 景観

サ 省資源・省エネルギー

- シ 木材利用
- ス リサイクル
- セ その他の技術的問題の解決

(3) 開発する技術が、次のすべての要件を満たすものであること。

- ア 建設工事に活用可能な技術であるもの。
- イ 県内建設企業等の施工が可能であるもの。
- ウ 和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱（平成19年制定）第2条第1項のけんさんびんに該当すること。
- エ 関係法令に適合すること。
- オ 和歌山県土木工事共通仕様書及び日本工業規格（J I S）その他の技術基準等に適合すること。
- カ 新技術情報提供システム（NET I S）及び和歌山県けんさんびん登録制度等において登録されたものでないこと。
- キ 特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき、申請者責任において取り扱われるものであること。

3 この要綱において、「適合性検証」とは、新技術開発効果検証事業において技術基準等を満たしていることを検証するものをいい、「優位性検証」とは、活用効果の検証として、主に既存技術との比較により、優位性を検証するものをいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、県内建設企業等が開発の中心として行う新技術開発効果検証事業とする。ただし、国、県その他の公的機関から既に補助金等の交付又は支援を受けている事業については、この補助金の交付の対象とならないものとする。

（補助対象事業の選定方法）

第4条 知事は、別に定めるところによる新技術開発支援選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で補助対象事業を選定するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助事業における補助対象経費は、試験、調査及び分析等に係る委託料であって知事が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助率および補助限度額）

第6条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1補助事業あたり「適合性検

証」及び「優位性検証」のそれぞれにつき、年間100万円を上限とする。

なお、補助金の額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 役員名簿(別記第3号様式)
- (4) その他参考となる資料

2 補助金等交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ和歌山県建設新技術開発支援補助金補助事業変更承認申請書(別記第4号様式)に変更後の事業計画書(別記第1号様式)及び変更後の収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、当該事業費の額の20%以下の経費の配分の変更とする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、和歌山県建設新技術開発支援補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に変更後の事業計画書(別記第1号様式)及び変更後の収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。この場合にあつては、前条の和歌山県建設新技術開発支援補助金補助事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ和歌山県建設新技術開発支援補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに和歌山県建設新技術開発支援補助金補助事業遅延等報告書(別記第7号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに和歌山県建設新技術開発支援補助金補助事業遂行状況報告書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第14条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第9号様式)

(2) 収支決算書(別記第10号様式)

(3) その他補助事業の完了を証する資料

2 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)又は会計年度が終了したときは、その完了し、又は終了したいずれか早い日から15日以内に実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 規則第18条第1項及び第2項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

(書類の提出部数)

第17条 規則又はこの要綱により提出が必要とされている書類の提出部数は正本1部、副本1部とする。

附 則

この要綱は、平成22年9月27日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。